

電話予約サービスの廃止について

電話予約サービスについては、今後、マイナンバーカードの更なる利活用が進み、各種証明書のコンビニ交付サービス、水曜日の夜間窓口延長、郵送受付での対応により、電話予約サービスの代替が可能であることから、令和7年3月31日で廃止します。

1 これまでの経緯

区は、平成12年から窓口開庁時間内に来庁できない区民のために、電話予約をすることにより、平日夜間や休日に区民センター等で住民票の写し及び印鑑登録証明書の受取ができるサービスを行ってきました。

2 業務の見直し

電話予約サービスについては、マイナンバーカードの普及に伴い、利用実績が減少傾向にあります。今後、マイナンバーカードの更なる利活用が進み、コンビニ交付サービスで証明書を取得する利用者の増加や水曜日の夜間窓口延長、郵送受付での対応により、電話予約サービスの代替が可能であることから、令和7年3月31日で廃止します。

なお、本事業については、令和6年度事務事業評価においても、廃止と評価されています。

3 対象となる証明書

- ・住民票の写し（現在のもの、世帯全員・世帯一部）
- ・印鑑登録証明書

4 区民への周知

区ホームページや公式SNSでの広報、各窓口や令和7年3月31日までに電話予約サービスを利用された方に対し、事業廃止のお知らせや代替方法のチラシを同封するなど積極的に周知を行います。

5 今後のスケジュール

令和6年12月 区民に向けた周知（区ホームページ、SNS、窓口等）
令和7年 3月31日 電話予約サービスの廃止